

令和 7 年 2 月 26 日

令和 6 年度
公示第 38 号



令和 7 年度任意継続被保険者の標準報酬月額公告

法第 47 条第 1 項第 2 号の規定による任意継続被保険者の平均標準報酬月額及びその適用期間を次の通り公告します。

記

1. 令和 6 年 9 月 30 日における全被保険者の同月の平均標準報酬月額

280,000 円

2. 前項標準報酬月額を適用する期間

令和 7 年 4 月 1 日より令和 8 年 3 月末日迄

以 上